

○明石市における工場等の緑化基準に関する規程

令和 6 年 3 月 29 日

(趣旨)

第1条 この規程は、環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成 8 年兵庫県規則 1 号。以下「規則」という。)第 42 条の2の2の規定に基づき、明石市工場立地法地域準則条例(令和4年明石市条例第14号)が適用される区域において、規則第 42 条第 1 項又は第 42 条の2第 1 項に規定する緑化基準に代えて適用すべき緑化基準を定めるものとする。

(緑地面積率)

第2条 規則第 42 条第 1 項で定める工場等の敷地の緑化基準に代えて適用すべき緑化基準は、次のとおりとする。

(1) 新設の場合又は敷地面積の増加の場合

| 区域 | 緑地の面積の敷地面積に対する割合 |
|---|------------------|
| 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域(以下「甲区域」という。) | 100 分の 10 以上 |
| 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の工業地域及び工業専用地域(以下「乙区域」という。) | 100 分の 5 以上 |

(2) 既設の場合

| 区域 | 緑地の面積の空地面積に対する割合 |
|-----|------------------|
| 甲区域 | 100 分の 10 以上 |
| 乙区域 | 100 分の 5 以上 |

第3条 規則第 42 条の2第 1 項で定める建築物の敷地の緑化基準に代えて適用すべき緑化基準は、次のとおりとする。

| 区域 | 緑地の面積の空地面積に対する割合 | |
|-----|-----------------------|--------------|
| | 新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合 | 既設の建築物の敷地の場合 |
| 甲区域 | 100 分の 25 以上 | 100 分の 10 以上 |
| 乙区域 | 100 分の 12.5 以上 | 100 分の 5 以上 |

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。